

課外活動団体の活動再開に伴う順守事項

(2021年6月28日から適用)

近隣府県の緊急事態宣言解除に伴って、6月28日以降に活動再開手続きが済んだ団体は段階的に活動が認められます。大学が求める感染予防・感染拡大防止対策を守り、集団感染が発生しないよう注意して活動を行ってください。

1) 大学が求める7つの新型コロナウイルス感染予防・感染防止対策

- ① 部員は活動時だけでなく、学外においても三密（密閉・密集・密接）を避けた生活を徹底する。
- ② 部員は活動前の体温計測（1日1回以上）と「健康管理チェックシート」に体調や行動等を記録する。
- ③ 部員は活動中も可能な限りマスクを着用し、学内や移動時はマスク着用を徹底する。
- ④ 部員は活動前後の石鹸を用いた手洗い、手指消毒（アルコール消毒）の励行を徹底する。
- ⑤ 部員は活動や練習中にマスクなしでの大きな発声は控える。
- ⑥ 部員は活動や練習前後の時間帯以外は部室の利用を控える。
- ⑦ 部員同士や友人達との感染リスクが高まる「5つの場面※」を避ける。

※1.飲食を伴う懇親会 2.大人数や長時間の飲食 3.マスクなしでの会話
4.狭い空間での共同生活 5.居場所の切り替わり

2) 学内や学外で認められる課外活動について

上記1)の7つの感染予防対策を講じた課外活動団体には、学内外での活動（練習等）を認めます。所属団体（連盟等）がガイドラインを定めている場合があります。「学生の健康と安全を守る」目的では一致しているので、より安全な練習計画や練習方法に基づいて練習を行ってください。なお、学内で練習試合を希望する場合は実施予定日の1週間前に「活動申請書（参加者名簿添付）、学内施設・備品使用願、車輛入構申請書」を学生生活課へ提出して下さい。

体育会系クラブ等は学外で所属リーグの大会や公式戦が開催される場合、事前に活動申請書等の提出書類を学生生活課へ提出し、所属連盟等が求める感染予防対策を講じた上であれば参加を認めます。ただし、部内で集団感染が発生した場合、感染状況が収束するまでの期間は活動を制限いたします。

遠征（学外合宿）については感染予防対策を講じた上で、現地が受け入れ可能な状況にあれば許可します。遠征（学外合宿）に参加するには部員と保護者の同意書提出が必要です。同意がない場合は参加できません。

3) 体調不良者や新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応について

部員やその家族が感染した時や濃厚接触者と判断された時は速やかに学生生活課へ報告して下さい。学生生活課（東生駒 TEL0742-48-9185 学園前 TEL0742-41-4329）

※上記の3項目を順守してください

大学は「学生の健康と安全を守る」ために感染予防・感染拡大防止対策など上記3項目の順守を課外活動団体に求めています。上記の3項目のいずれかを順守できない場合は活動を制限する場合があります。

以上